

令和5年度近畿中国森林管理局コンプライアンス推進本部会議 <第2回>

(発注者綱紀保持委員会と合同開催)

議 事 概 要

令和6年3月28日

近畿中国森林管理局  
コンプライアンス推進本部

1 開催日時

令和6年3月19日(火) 14:00~15:30

2 場 所

近畿中国森林管理局 大会議室

3 出席者

(本部長) 近畿中国森林管理局 國井 聡 局長

(本部員) 小柴 学司 公認会計士・税理士

福田 正 弁護士

藤田 充也 弁護士

横田 直和 関西大学法学部教授

近畿中国森林管理局 松本 寛喜 次長 ほか20名

4 議 事

(1) 推進本部の事務局から、次の事項等が報告・説明され意見交換が行われた。

- ・ 推進行動計画(PDCAサイクル)の取組状況について
- ・ 令和5年度第2回本部指導の実施状況について
- ・ コンプライアンス推進体制について

(2) 本部員からは、次のような意見等が出された。

- ・コンプライアンス推進行動計画管理表記載の発注者綱紀保持に関する事業者への要請実績は、契約ごとに要請を行った延べ件数であることを確認した。  
また、計画の項目番号について、また書きとしている内容は、枝番号を付して管理するべきと考える。
- ・簡素な飲食物の提供に係る解説として、会議と視察（その他の会合）との扱いの違いについて触れているが、昼食を跨ぐ日程である場合、弁当提供の有無を主催者に確認することについても明記すべきではないか。
- ・現場説明会を実施することに対する職員からの意見として、談合誘発を懸念しているものがあるが、現状においてそのようなことはないと考える。  
また、森林管理局において過去に、このようなことは起きておらず、経験則上ありえない。
- ・事例にあるような視察会において、主催者から参加者へ発注者綱紀保持についての説明をしてもらえるかどうか検討すべきではないか。
- ・キャラバン欠席者へのフォローが出席者に比べて簡易に感じる。欠席者ほどしっかりと対応する必要があると考える。
- ・内部通報制度の周知徹底について、内部通報はなかったとのことであるが、なくて良かったのか、もしくは機能していないと考えるのか。過去にないことについて、内部通報制度が機能しているかなど性悪説に配慮した取組も必要ではないか。
- ・抜き打ち点検の開催時期について、定期的には実施するのではなく、抜き打ちとなるよう配慮が必要ではないか。

- ・過去の不祥事を踏まえ、危機感をもって繰り返し、繰り返しリスク管理をやっていることにより、それ以降、大きな不祥事は起きていない。  
今後も、他局の不祥事案からも参考となるように、幹部職員も含めた高いコンプライアンス意識の徹底と再発防止対策を繰り返し取り組むようお願いしたい。
- ・今回、コンプライアンス推進本部と発注者綱紀保持委員会を一本化し、強く推進していくことはいいことである。  
また、コンプライアンスは、毎日、毎日唱えていないと、なんらかの拍子に抜けてしまうという恐れがある。  
マンネリや同じことと否定的な考えが出た時こそ危ない時と考え、今まで以上にコンプライアンスを押し進めていただきたい。